

八 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>（訂正届出書又は訂正報告書の提出）</p> <p>第十二条 公開買付者は、法第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する法第二十七条の八第一項から第四項までの規定により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長（金融庁長官）による法第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する法第二十七条の八第三項又は第四項の規定による訂正届出書又は訂正報告書の提出の命令に応じて提出する訂正届出書又は訂正報告書については、金融庁長官）に提出しなければならない。</p>	<p>2 (略)</p> <p>（訂正届出書又は訂正報告書の提出）</p> <p>第十二条 公開買付者は、法第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する法第二十七条の八第一項又は第二項の規定により訂正届出書又は訂正報告書を提出する場合には、訂正届出書又は訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。</p>